

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月28日
【会社名】	小糸工業株式会社
【英訳名】	KOITO INDUSTRIES,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 掛川 隆
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし。
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市戸塚区前田町100番地
【縦覧に供する場所】	小糸工業株式会社大阪支店 (大阪府大阪市北区東天満2丁目6番2号(南森町中央ビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長掛川隆は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び全ての連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、航空機シートの設計・製造業務において、適切な手続きによらない設計変更、検査記録及び仕様承認試験に不正があったとして、平成22年2月8日に国土交通省より業務改善勧告を受け、平成22年3月12日に当該勧告に関する業務改善計画書を提出した。

この事実は、「航空安全に対する意識の不徹底」、「納期を優先する社内体質」、「仕様承認に係る関連業務の不徹底」等、内部統制の基本的要素である「統制環境」での全社的な内部統制が十分に整備及び運用されておらず、「情報と伝達」「モニタリング」が正常に機能しなかったことにより発生したと認識しており、当事業年度末日までの財務報告において虚偽記載等は認められないものの、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いことから、重要な欠陥に該当すると判断した。

当社は、当該重要な欠陥を是正すべく、以下の是正措置を講じ、再発防止に取り組んでいるが、当事業年度末日までに当是正措置が社内に十分浸透するまでには至っていないことから、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

当社は、不正の根絶を目指し、当是正措置により体制の構築と強化を進めており、内部統制報告書提出時点においては完了していないものの、翌事業年度に当是正措置の浸透を図り、評価を実施する予定である。

(是正措置の内容)

1. 役員・従業員への全社的なコンプライアンス教育の実施
2. 人事ローテーションの実施
3. 社内規律の厳格化
4. 処罰処理方法の見える化
5. 職務分掌規程/職務権限規程/役員規程の見直しによる責任の所在の明確化
6. 監査体制の強化による不正を許さない体制の構築
7. 品質保証システムの構築と運用の厳格化

当社は、内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、当是正措置を社内に浸透させることにより、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針である。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。